

高自整振発第 25-51号
平成 25年 9月 2日

指定自動車整備事業者 各位

一般社
団法人 高知県自動車整備振興会
会長 下村 宰

平成25年度 自動車検査員定期研修の実施について

拝啓、時下貴工場益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、指定自動車整備事業者規則第14条に規定する標記研修を下記により実施する旨、四国運輸局高知運輸支局より通知がありましたので、研修受講対象者全員に受講されるようご通知致します。この研修を正当な理由なく受講しなかった場合は、指定整備関係事務処理要領の規定により処理されますので、必ず受講されますよう申し添えます。

敬 具

記

1. 研修実施機関 四国運輸局 高知運輸支局

2. 研修対象者

現在、自動車検査員に選任されている方。

尚、自動車検査員と整備主任者を兼務している方で本研修を受講した場合は、今年度の整備主任者（法令）研修は受講した事になりますので、整備主任者（法令）研修は受講しなくて結構です。

3. 研修内容

最近の法令改正について

4. 研修資料

平成25年度版自動車検査員研修資料（四国運輸局監修）

（当日、会場受け付けにて有料で配布致します。）

自動車検査員必携（追録12号まで差し替えた物をご持参ください。）

及び筆記用具。

5. 受講料

「資料代」 1300円・・・1事業場1冊は必ず購入していただきます。

*注 但し、この資料は四国運輸局のホームページに掲載されておりますので、印刷して持参された方は、購入しなくても結構です。

「管理費」 500円・・・受講される検査員の方全員。

※ 研修資料は1事業場各1冊となりますので、検査員が複数在籍の工場で研修日を振り分けて受講される事業場の方は、最初に受講される方が購入した資料を再使用して頂く事になりますので、必ず御持参下さい。

6. 研修の日時及び場所

	研 修 日	場 所	研修受講対象の地区	時 間
第1回	平成25年10月2日(水)	野市中央 公民館	振興会地区区分規定の 香南、香北、安芸 室戸・東洋	13時30分～ 16時30分
第2回	平成25年10月10日(木)	J A高知はた	振興会地区区分規定の 清水、幡西、中村、幡東 北幡	13時30分～ 16時30分
第3回	平成25年10月17日(木) 午 前	サンピアセリ ーズ(コーラル ホール)	振興会地区区分規定の 高知中央、大津・布師田	9時30分～ 12時30分
	平成25年10月17日(木) 午 後		振興会地区区分規定の 高知西、南国	13時30分～ 16時30分
第4回	平成25年10月19日(土) 午 前	高知県自動車 整備会館	振興会地区区分規定の 高知一宮、高知南、高知北	9時30分～ 12時30分
	平成25年10月19日(土) 午 後		振興会地区区分規定の 高知東、嶺北、大豊	13時30分～ 16時30分
第5回	平成25年10月29日(火)	高知県立 高知青少年の家	振興会地区区分規定の 高知春野、窪川、須崎・葉山、 中土佐、津野山、 高吾東・西、土佐、いの吾北	13時30分～ 16時30分

尚、同一事業場で複数の受講者が受講されることとなる場合は、受講日を違えて受講されるようご配慮下さい。

※ J A高知はた会場で研修を受講される方は、駐車スペースが少なくなっておりますので、乗り合わせて来場下さるようお願い致します。